

消食表第626号
平成28年10月3日

公益財団法人日本健康・栄養食品協会 理事長 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公印省略)

栄養成分表示制度の普及及び活用について（依頼）

食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）において、食品関連事業者に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務化しました。栄養成分表示制度は、消費者の日々の栄養及び食生活管理による健康の増進に寄与することを目的としております。消費者庁としては、本制度の普及啓発とともに、消費者の活用を促す取組を進めているところであり、貴殿におかれましても、栄養成分表示の普及及び活用が図られるよう御配慮を御願いいたします。

なお、消費者の活用を促すためには、消費者の知識や理解を深めることが重要であることから、今般、栄養成分表示の消費者教育に活用いただくための資料を作成しました（別添1）。

また、健康増進法（平成14年法律第103号）に定められていた従前の栄養表示基準に基づく栄養成分表示の経過措置期間（平成31年度末）の終了に向け、食品関連事業者に新たな栄養成分表示を適切に表示していただくための資料も作成しました（別添2）。

つきましては、当該資料等の積極的な御活用を御願いするとともに、関係者等への周知を御願いいたします。

なお、別添については、消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/foods/index4.html>）に掲載しておりますことを申し添えます。